

海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ 海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）（抄）	1
○ 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）第一条の規定による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）	1
○ 船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）	2
○ 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）第四条の規定による改正後の船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）	4

○ 海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）（抄）

（職権の委任）

第四条 法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次のとおりとする。

- 一 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるこれらの船舶運航事業を除く。）に関する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権
- 二 法第三十三条において準用する法第二十条第一項及び第三項に規定する職権
- 三 法第三十九条の五第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する職権
- 四 法第四十四条において準用する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権
- 2 法第二十四条第一項（法第三十三条及び第四十四条において準用する場合並びに法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三十九条の四第一項（これらの規定を法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十九条の九第一項に規定する国土交通大臣の職権は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。
- 3 法第四十五条の四第二項の政令で定める国土交通大臣の職権は、国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の管轄区域内に所在する船舶に関する第一項第三号に掲げる職権とする。

○ 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）第一条の規定による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）

（報告及び立入検査）

第三十七条の六 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定事業者に対して、認定日本船舶・船員確保計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に、認定事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り、認定日本船舶・船員確保計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 （略）

（準日本船舶の認定）

第三十八条 対外船舶運航事業を営む者（以下この条、第三十九条第一項及び第二項第三号並びに第三十九条の六第一項において「対外船舶運航事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、日本船舶以外の船舶であつて、その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）（第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条、第三十九条第一項並びに第三十九条の六第一項及び第二項において同じ。）が所有し、かつ、当該対外船舶運航事業者が運航するものについて、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができる。

一・二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶について国土交通大臣が行う総トン数等（国際総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数をいう。次条において同じ。））、総トン数（同法第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。））及び純トン数（同法第六条第一項に規定する純トン数をいう。次条において同じ。）をいう。以下同じ。）の測度を受けなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶（総トン数五百トン以上の船舶に限る。）に係る船員の安全衛生（作業用具の整備に関する事項に係るものに限る。第九項において同じ。）について国土交通大臣又は登録検査機関（船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。第九項及び第三十八条の三において同じ。）が行う検査を受けなければならない。

5～7 (略)

8 認定対外船舶運航事業者等は、前項の規定による認定証の書換えの申請（総トン数等の変更に係るものに限る。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶について国土交通大臣が行う総トン数等（当該変更に係るものに限る。）の測度を受けなければならない。

9 認定対外船舶運航事業者等は、第四項の規定による検査を受けた船舶について第七項の規定による認定証の書換えの申請（検査内容の変更に係るものに限る。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶に係る船員の安全衛生について国土交通大臣又は登録検査機関が行う検査（当該変更に係るものに限る。）を受けなければならない。

10～13 (略)

（報告徴収及び立入検査）

第三十八条の五 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業者等に対して、第三十八条第七項各号に掲げる事項その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

（湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業）

第四十四条 この法律の規定は、もつばら湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業に準用する。この場合において前条中「総トン数五トン未満の船舶」とあるのは「総トン数二十トン未満の船舶」と読み替えるものとする。

○ 船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）

船員法（以下「法」という。）第二百一十一条の二の規定により納付しなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

一 船員手帳の交付、再交付又は書換えを受けようとする者 千九百五十円

二 船員手帳の訂正を受けようとする者 四百三十円

三 法第八十二条の二第二項の衛生管理者適任証書の再交付を受けようとする者 二千二百五十円

四 法第八十二条第二項の救命艇手適任証書の再交付を受けようとする者 二千五百五十円

五 法第八十二条の二第三項第一号の試験を受けようとする者 五千四百円

六 法第八十二条第三項第一号の試験を受けようとする者 五千円

七 法第八十二条の二第三項第二号の規定による認定を受けようとする者 二千六百元

八 法第八十二条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者 二千五百円

九 法定検査（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者 イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 法第百条の二第一項の検査を受けようとする者 (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 本邦内において行う検査を受けようとする者 六万七千七百円

(2) 本邦外において行う検査を受けようとする者 五万二千八百円に、当該検査のため職員二人が当該検査に係る船舶の所在地に出張することとした場合における国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額（その額は、当該出張をする職員が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が六級である者であるものとして計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目については国土交通省令で定めるものとする。以下この号において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額

ロ 法第百条の四の検査を受けようとする者 (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 本邦内において行う検査を受けようとする者 五万六百元

(2) 本邦外において行う検査を受けようとする者 四万千六百元に、当該検査のため職員二人が当該検査に係る船舶の所在地に出張することとした場合における旅費の額に相当する額を加算した額

ハ 法第百条の六第一項の検査を受けようとする者 (ニ)に掲げる者を除く。(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 本邦内において行う検査を受けようとする者 五万四千九百元

(2) 本邦外において行う検査を受けようとする者 四万六千五百円に、当該検査のため職員二人が当該検査に係る船舶の所在地に出張することとした場合における旅費の額に相当する額を加算した額

ニ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十九条の五第四項の規定による検査を受けた船舶について法第百条の六第一項の検査を受けようとする者（1）又は（2）に掲げる区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）本邦内において行う検査を受けようとする者 五万二千百円

（2）本邦外において行う検査を受けようとする者 四万三千七百円に、当該検査のため職員二人が当該検査に係る船舶の所在地に出張することとした場合における旅費の額に相当する額を加算した額

十 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けようとする者（登録検査機関が検査を行った船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。） 八千六百円

十一 海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付又は書換えを受けようとする者 八千六百円

○ 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）第四条の規定による改正後の船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（臨時海上労働証書）

第百条の六 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶について船舶所有者の変更があつたことその他の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていない当該特定船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件等について、国土交通大臣又は登録検査機関（当該特定船舶が海上運送法第三十八条第四項の規定による検査を受けた船舶であるときは、正当な理由がある場合を除き、国土交通大臣又は登録検査機関のうち当該検査を行ったもの）の行う検査を受けなければならない。

2 5 （略）

（手数料の納付）

第二百一条の二 次に掲げる者（第百四条第一項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

一 船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けようとする者

二 第八十二条の二第二項の衛生管理者適任証書又は第百十八条第二項の救命艇手適任証書の再交付を受けようとする者

三 第八十二条の二第三項第一号又は第百十八条第三項第一号の試験を受けようとする者

四 第八十二条の二第三項第二号又は第百十八条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者

五 法定検査（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

六 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けようとする者（登録検査機関が検査を行った船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。）

七 海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付又は書換えを受けようとする者